

# ゴールデンルート等からの外国人旅行者誘致促進委託業務 業務仕様書

## 1 業務の目的

2023年の訪日外国人旅行者数は、コロナ禍前の2019年比約8割まで回復しており、その数は今後も増加することが見込まれている。

訪日外国人旅行者を三重県へ誘致し、観光消費額の増大を図るためには、海外の訪日関心層に対し県内観光地等の認知度を向上させることに加えて、訪日旅行がより確実に見込まれるターゲット層に効果的にアプローチすることが必要であるとともに、訪日外国人旅行者が宿泊予約に利用するウェブサイト上に県内の宿泊施設がより多く掲載されることで、その予約を促す機会を増大させることが効果的である。

本事業では、海外の個人旅行者層（以下「FIT層」という。）が宿泊施設の予約・検討に利用する世界有数のOTA（Online Travel Agent）を活用し、ゴールデンルートや関西圏の主要観光地へ旅行を計画するターゲット市場のFIT層へ本県の魅力を発信することにより、本県内に宿泊する外国人旅行者数の増加を図るとともに、県内宿泊事業者による積極的なOTAへの登録・活用を促し、今後の県内のインバウンド受け入れ体制の充実を図ることを目的とする。

## 2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

※ 令和6年4月1日（月）以降早期の契約締結を想定。

## 3 業務内容

OTAと連携して、OTAのウェブサイト上に三重県の観光特集ページを制作し記事を作成・掲載のうえ、ターゲット市場に対し広告配信を実施すること。また、県内宿泊事業者による当該OTAへの登録等を支援するとともに、効果測定等のため報告を行うこと。

連携するOTAは、以下①～④全ての条件を満たす、宿泊施設の予約が可能なウェブサイトとする（複数のOTAとの連携でも可）。連携にあたっては、お互いの役割・責任を明確にするため、業務委託契約など法的な連携関係を構築すること。（別途、三重県が定める再委託の手続きが必要となる場合があります。）

- ① 多くの外国人旅行者が利用していること（例:Booking.com、agoda、Expedia、trip.com）。
- ② ターゲット市場ごとに、後掲別表の言語によりサービスが提供されていること。
- ③ OTAのウェブサイト上に制作した特集ページが、広告配信を通さずに検索により閲覧が可能であること。また、広告配信期間以外も同様であること。

④ 三重県内で登録している宿泊施設が 100 件以上あること。

ターゲット市場は、以下①、②のとおりとする。

- ① フランス、英国、米国、豪州
- ② 台湾、香港

(別表)

ターゲット市場	言語
フランス	フランス語
英国	英語
米国	英語
豪州	英語
台湾	繁体字 (台湾)
香港	繁体字 (香港)

具体的な業務内容は、以下 (1) ~ (4) のとおりである。

(1) 特集ページの制作及び記事の掲載

以下 (ア) ~ (ウ) のとおり、特集ページの制作や公開等を行うこと。

(ア) 特集ページの制作・公開

三重県の観光に関する記事を掲載する特集ページを OTA のウェブサイト上に制作し、公開すること。なお、特集ページは、ターゲット市場ごとに別表の言語で制作すること。

特集ページ・記事については、三重県内における宿泊予約につながる工夫を施すこと。

(イ) 記事の制作

(ア) の特集ページに掲載する記事を 10 本作成すること。そのうち 3 本は三重県が提供する記事を活用して作成することとし、残りの 7 本は新たに作成すること。

- 各記事の内容は、三重県内の主要な観光コンテンツを取り上げつつ、ゴールデンルートの主要都市 (京都、大阪、名古屋) 等から県内へのアクセス情報を含み、さらに、県内での宿泊を伴うモデルコースの要素を含むものとすることにより、ゴールデンルートや関西圏からの三重県内への宿泊を効果的に誘導するための内容とすること。

※ 作成する全 10 本の記事を通じて、県内 5 地域 (北勢・中南勢・伊勢

志摩・伊賀・東紀州)それぞれの観光コンテンツを幅広く取り上げることなどにより、できるだけ各地域において宿泊予約が促進されるよう取り組むこと。

- 三重県が提供する記事(画像を含む。)を活用して3本の記事を作成すること。三重県から提供する記事は英語であるが、別表の言語に翻訳すること。英語版については、令和6年4月中に完成すること。

※ 三重県が提供する記事の例としては、以下のとおりです。

- ① 次のサイトに掲げるブログ記事

<https://www.kankomie.or.jp/en/report/index.html>

- ② 次に掲げる記事

<https://www.japan.travel/en/japan-magazine/authentic-japanese-experiences-in-mie/>

- 上記の3本以外に、7本の記事を新たに作成すること。言語は、日本語において作成のうえ、別表の言語に翻訳すること。また、記事1本あたりの字数は日本語換算で概ね2,000字程度とし、記事1本あたりの画像は10点以上とすること。

※ 記事で取り上げる内容に関し、観光施設等への確認、掲載承諾等については、受託者側で行うこと。

画像(写真)の取得及び必要な使用許可については、原則として受託者側で行うこと。ただし、記事の作成時点では時期的に画像の取得が困難な場合等は、三重県から画像を提供するものとする。

- 新たに作成する記事7本のうち2本は、次のテーマのものを1本ずつ作成すること。

- ① 三重県の食をテーマとするもの
- ② 紀伊半島の周遊をテーマとするもの

#### (ウ) その他の記事の掲載

- (イ)により掲載する記事(10本)のほか、特に訪日外国人旅行者の受入れに積極的に取り組んでいるDMO等が記事の作成や掲載を有償にて希望する場合、当該DMO等の相談にできるだけ応じること。

- 記事の掲載を希望するDMO等は、三重県が受託者に紹介するものとし、その後、記事の制作・掲載等に関しては、三重県と適宜、協議を行うこと。

## (2) 広告の配信

(1)で制作した特集ページ・記事に対し、以下(ア)～(ウ)に従い、効果的な広告配信を行うこと。

### (ア) 配信媒体の選択

以下①のみ又は①及び②双方の媒体を活用して広告配信を行うこと。また、特集ページ・記事に誘導するためのバナーを制作すること。

- ① 連携する OTA のウェブサイト
- ② SNS

#### (イ) 広告配信の実施

- 令和6年5月31日までにターゲット市場に対し広告配信が開始できるようにすること。広告配信の当初2ヶ月程度については、「(1) 特集ページの制作及び記事の掲載」において制作する特集ページについて、三重県が提供する記事を活用して作成した記事(3本)のみを掲載し、それ以外の記事(7本)については未掲載であっても差し支えない。
- ゴールデンルートや関西圏からの三重県内への宿泊を誘導するため効果的と考える対象市場ごとのターゲットの絞り込みや予算配分、配信時期等を内容とする広告配信計画を作成すること。
  - ※ 広告配信の当初2ヶ月程度については、広告配信に係る予算の5分の1程度を割り振るものとし、かつ、6市場それぞれ同程度の金額を割り振るものとするが、「(4) 効果測定等」の報告の内容を踏まえつつ、配分割合を見直すものとする。
  - ※ 上述(ア)において①及び②双方の媒体を選択した際は、さらに媒体ごとに区分して広告配信計画を作成すること。
  - ※ 配信時期については、次の点にも留意すること。
    - ・ 宿泊予約日から実際の宿泊日までのリードタイムを考慮すること。
    - ・ 県内宿泊施設の繁忙期である生徒・児童の夏休み(7月21日～8月31日)については、宿泊時期としてできるだけ避けること。
- 広告配信計画について三重県と協議のうえ、広告配信を実施すること。
- 「(4) 効果測定等」の報告内容を踏まえ、随時、三重県と協議のうえ、広告配信計画の改善等を図り、広告配信の運用に反映させること。

#### (ウ) 目標数値の達成等

広告配信については、以下の目標数値を達成すること。

- インプレッション数：15,000,000回

目標数値を達成した後も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

### (3) OTA への登録・運用支援

#### (ア) 説明会等の実施

連携する OTA への三重県内宿泊施設の登録を促進するため、オンライン・オフライン併用の説明会またはそれと同等以上の効果があるものを県内において1回以上、実施すること。

#### (イ) 登録手続き等のサポート

連携する OTA に登録を希望する宿泊施設の登録手続き等をサポートするとともに、当該 OTA に登録している宿泊施設についても、適宜、サポートを行うこと。なお、サポートの内容として、少なくとも次の対応を行うこと。

- 当該 OTA の登録手続きや登録後の運用・管理事務に精通した担当者を一人以上設置し、宿泊施設からの問合せに対応する体制を整えること。

対応すべき日は、土日祝日を除く日又は土日祝日が休暇でない勤務形態の場合は当該勤務形態に応じた勤務日とする。後者の場合は、契約期間中の土日祝日を除いた日数分の勤務日数を確保すること。

#### (4) 効果測定等

##### (ア) 定期報告の実施

以下の項目について、原則として月に1度、定期報告を行うこと。その際、必要に応じて宿泊施設への聞き取りを行うこと。なお、定期的な報告の他、三重県からの報告の求めに対応すること。

- 広告配信状況に関し、特集ページ・記事の閲覧回数、閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）の分析結果。
- 連携する OTA を通じた宿泊予約実績に関する内容。この際、広告を実施していない期間や過去の一定期間のデータと比較することなどにより、その効果を客観的に示すとともに、例えば日本全国の訪日外国人旅行者の動向やデータなども考慮して、当該委託業務の成果と推定できるものを示すこと。

## 4 報告書

本業務終了後、以下のとおり、委託業務に係る報告書を紙媒体（2部）及び電子データにより提出すること。

### (1) 報告書記載事項

- ① 「3 業務内容」の実施内容および結果

※ 「(4) 効果測定等」に関しては、契約期間全体を総括して報告すること。

- ② 上記の他、三重県が指示したもの

- (2) 納品期限 令和7年3月21日（金）
- (3) 納品場所 三重県観光部海外誘客課

## 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 6 その他

### (1) 業務実施の条件

受託者は、委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なることとなる場合がある。

受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

**7 担当部局等**

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 東、竹内

電 話：059-224-2847

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp

以 上